

議事要旨(3) 「企業会計基準公開草案『ストック・オプション等に関する会計基準(案)』及び企業会計基準適用指針公開草案『ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針(案)』について

標記公開草案については、前回(第88回)の企業会計基準委員会で大部分の審議を終えている。9/13に開催された第47回専門委員会では、適用指針のうち残された審議項目である、開示、財貨又はサービスの取得の対価として自社株式オプション又は自社の株式を用いる場合の会計処理、及び未公開企業の取り扱いについて検討が行われ、審議が終結された。

今回の企業会計基準委員会では、豊田統括研究員より、上記 ~ 及び、前回の企業会計基準委員会で委員より指摘のあった項目の反映内容について説明がなされ、質疑応答が行われた。これを受けて公開草案の修正を行い、次回(第90回)の企業会計基準委員会で公表の議決を行う予定である。

審議における主な発言内容は以下のとおりである。

- ・ スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況の開示について、複数の契約を集約して記載する方法が許容される条件については、付与対象者の区分、権利確定条件の内容、対象勤務期間や権利行使期間等の期間の長さが類似していることが必要であり、株式の公開前に付与したストック・オプションと、公開後に付与したストック・オプションを集約して記載することや、権利行使価格の設定方法が著しく異なるものについて集約して記載することはできないものとされているが、これほど厳しい要件を課す必要はないのではないかという意見があった。これに対しては、利用者の誤解を生じせしめない範囲で集約が可能であるという趣旨であるとの回答がなされた。
- ・ スtock・オプションの変動状況の開示に関して、米国基準では当期の変動の開示が中心であるのに対して、公開草案では、累積ベースの変動が中心であり、当期の変動を従属的に開示する方法をとっているが、このやり方では、前年比較がやりにくいのではないかと指摘があった。これに対しては、米国基準のやり方をもう少し研究し、それぞれの得失を判断したいとの回答があった。
- ・ 権利確定条件が付されている場合にその内容を開示するとの規定が設けられているが、その趣旨を斟酌すれば、権利確定条件が付されていない場合についても開示させる必要があるのではないかと発言に対して、その方向で検討するとの回答がなされた。

以上